

# 地域活動支援センター 型

## 事業内容

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。給食、入浴、送迎事業は任意とする。

## 対象者

満18歳以上で高等学校等に在籍していない身体障害者・知的障害者・精神障害者  
障害福祉サービスの日中系サービスの支給決定を受けていない者

## 運営基準等

提供時間帯において、従業者を2名以上配置し、うち1名以上を常勤とする。(サービス提供に支障がない範囲内で兼務を可とする。)

日常生活訓練室、社会適応訓練室、作業室、洗面所、便所を有し、利用に必要な広さを確保すること。

日常生活訓練室、社会適応訓練室、作業室、食堂は兼ねることができる。

機能訓練に必要な設備を備えなければならない。

給食を提供する場合は、食堂を備えなければならない。

入浴を提供する場合は、入浴設備を備えなければならない。

サービス実施計画の作成は必要としない。

サービス提供にあたっては、利用者と契約を締結すること。

サービス提供時に賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行うこと。

サービス提供記録(時間のみ)を整備しておくこと。

従来の障害者デイサービス事業者からの登録により実施する。

## 補助金額

利用時間区分	一 般	障害程度区分3以上(一般の1.3倍)
1時間以上	1,600円	2,080円
以後30分増すごとに 加算する額	400円	520円
入浴・送迎(片道)	それぞれ 500円	650円

支給量：日中活動系サービスとして 月の実日数 - 8日(月22日か23日、2月は20日)

## 利用者負担

創作的活動の必要な材料費、給食については、契約による金額

## 補助金の交付申請

地域活動支援センター 型支援提供実績票に補助金交付申請書を添付して、翌月10日までに申請すること。

補助金の交付は、翌々月末までに行う。

## その他

地域活動支援センター内での活動を中心とするが、屋外や他の場所において、一時的に支援を行うことを認める。